台湾における問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1	外資参入規制	JEITA 日機輸	(1)	煩雑な審査手続き	･台湾政府経済部投資委員会は、台湾に進出する不明瞭な法･規制制度により外国投資家に厳しい要求を課す。	･透明で予見可能な審査制度の設置。	
		全楽協	(2)	現地法人の株式取得の遅延	･外資企業による現地法人の株式取得において、売買契約に加えて複数の政府当局の審査が必要となり、最終的の承認まで時間がかかるケースがある。	･政府当局の承認手続のスピードアップ。	
9	輸出入規制･関税･通関規制	日商	(1)	高輸入関税	**･台湾に二輪完成車を輸入する場合、輸入税 20%を支払う必要がある。台湾はすでに先進国のレベルに達し、台湾国内メーカーもある程度力をつけている状況下にあって 20%は高すぎる。二輪車の販売価格が下がらず、国内市場が縮小する一因となっている。**	**･完成車の輸入税を 10%に下げて欲しい。**	･関税規則、条例
		時計協			･腕時計の輸入関税が最大 5%と高い。	･関税の撤廃を要望する。	
		日商 JEITA 日機輸			･競合他社が地場企業の市場で、当社商品は日本からの輸入部品を使っている商品があり、関税が当社のコスト競争力低下の一因になっている。	･台湾ー日本間での貿易自由化（関税撤廃）が望ましい。	
					(対応) ･1997 年 2 月の WTO 加盟交渉日台同意で、繊維 10 品目、エンジン等 5 品目、ミラー3 品目の 18 品目で高関税率の解消が約束された。 ･WTO 加盟により、2002 年の農産品の単純平均関税率は 14.01%、工業品同 5.78%となり、経過期間（大部分の品目について 2004 年、自動車および同部品に一部は 2011 年まで）を経て、譲許品目平均で 5.5%（工業品 4.15%、農産物 12.86%）まで引き下げることを約束した。2007 年、全品の単純平均譲許税率は 5.8%、非農産品は 4.7%となっている。 ･WTO 加盟時に多くの産品について関税の引き下げが行われたが、依然として一部製品について高関税が残存しており、輸入関税と物品税（内国税）を足すと高水準となる。 例：テレビ　輸入関税 10%　＋　物品税 13% ･2006 年 4 月、17 インチ以上の DVI　端子付モニターの関税分類が、コンピューター表示装置からビデオモニターに変更され、関税率が 0%から AV 商品としての 10%に引上げられた。 ･自動車に対して関税割当制度があり、割当外の場合、最大 30%の高関税が残存している。 ･2010 年 6 月 29 日、台湾と中国本土との間で FTA に相当する ECFA が調印され、発効により特定品目の関税を前倒して削減･撤廃するアーリーハーベストとして台湾側が 267 品目（税率は 2.5%～5%の間に集中）、中国側が 539 品目（10%～15%に集中）、実施後 2 年間で 3 段階に分けてゼロ関税とすることで合意した。台湾側開放の 267 品目の内訳は、ー石油化学（42 品目）：基本原料、特殊化学品、プラスチック原料ー機械（69 品目）：産業機械、その他機械、機械部品ー紡績（22 品目）：綿糸、綿布、ナイロンなどー輸送用機器（17 品目）：自転車（完成車）及び部品ーその他（117 品目）：精密機械部品、金型、金属製品、ゴム･プラスチック、電子製品、電気製品など ･2011 年 5 月 22 日、シンガポールと台湾、経済連携協定（ASTEP）交渉の第 1 回会合を開催した。 ･2012 年 5 月、台 NZ 経済協力協定交渉が開始。 ･2012 年 8 月、両岸投資保護協定取決めを締結。 **(改善)** ･関税規約に基づき、新製品の開発、品質高度化、生産増加、省エネルギーの達成、リサイクルの促進、または国内で未だ製造されていない生産技術の改善のための機械を輸入する台湾の製造企業は、輸入税を免除される。本措置は当該機械を台湾で生産していない産業に参入する企業にとって、恩典を与える。		
		JEITA 日機輸	(2)	ECFA による中国製品との関税格差	･台湾は中国と ECFA を締結しており、製品の輸入関税が日本製品より低い。台湾と中国との間の関税がなくなり、規格も近づく可能性が高いので、中国製の安い商品との競争になる。	･日台間の自由貿易協定の締結。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日商	(3)	中国本土からの輸入規制	･中国本土からの完成車及びエンジン単体の輸入、販売が禁止されている。	･他地域と同様、一定の輸入税を払えば中国本土からも輸入できるようにして欲しい。	･関税法
		JEITA 日機輸	(4)	本人入国前到着荷物への課税	･本人入国前に荷物が台湾に到着すると全量課税となる。	･規制の撤廃をして頂きたい。	
		JPETA	(5)	アンチダンピング税賦課	･台湾政府が日本の CWF (Coated woodfree printing and writing paper) (60-200gsm)に対し、Anti Dumping 税を賦課。	･AD 税の撤廃。	
		日鉄連	(6)	I/L 制度	･2002 年 4 月 15 日、鉄鋼製品に対して輸入申告の義務付け (471 品目) 。 2004 年 10 月 19 日、輸入申告制度撤廃 (465 品目) 。 政府の貿易推進政策に加え、鉄鋼製品の不足を考慮して決定した。残り 6 品目(鉄筋、H 形鋼など)は、公共工事の安全品質を考慮し、撤廃せず (適用持続) 。	･制度の撤廃。	
					(対応) ･WTO 加盟後は、GATT 輸入許可発効手順協定の遵守「第 1 票」2 項目の大幅減少、自動許可発効手順の実施、輸入許可証発行の簡素化、迅速化を計画。 ･国貿局は 2002 年 1 月 30 日、コンパクトディスク規制法を更新し、12 品目を含む第 2 系の定義リストを発表した。リストには光学ディスク用射出成形機等 6 品目が追加された一方、ゴムまたはプラスチック用の射出または圧縮式の成型用の金型等 2 品目が削除された。リスト対象品目の輸入には、経済部外国貿易委員会が発行した光学ディスク製造証明書が必要になる。 ･①2003 年 8 月　従来認められていたビレット/スクラップ/銑鉄(72 品目)の間接輸入に加えて、鋼板類など(173 品目)の輸入を開放。 ②2004 年 10 月 19 日　厚中板(厚さ 4.75-50)他 7 品目に関し、輸入開放期限を 04 年 12 月 31 日から 05 年 6 月 30 日まで延長。 ③2005 年 4 月 19 日　厚板(厚さ 50-150)に関し輸入開放。 ④2005 年 12 月 20 日　熱延及び線材など 15 品目に関し、輸入開放期限を 05 年 12 月 31 日から 06 年 3 月 31 日まで延長。 ⑤2006 年 3 月 23 日　棒鋼および線材など 15 品目に関し、輸入開放期限を 06 年 4 月 1 日から 06 年 9 月 30 日まで再延長。 ⑥2006 年 9 月 20 日　棒鋼および線材など 15 品目に関し、06 年 10 月 1 日より輸入禁止措置を再開。 ⑦棒鋼および線材など 15 品目の輸入禁止措置を 07 年 4 月 1 日から 07 年 9 月 30 日まで一時解除。 ⑧2007 年 9 月 28 日　棒鋼および線材など 15　品目の輸入開放期限を 07 年 9 月 30 日から 08 年 3 月 31 日まで延長。 ⑨2008 年 10 月 1 日　鋼材不足に対応し、一部品目に関し輸入開放。 **(改善)** ･国貿局の規則によれば、車両用電線の旧機械の輸入については申請の必要なし。 ･2002 年 4 月、一部自動車用エンジンおよび電子コードに対する輸入管理規制を緩和すると発表した。		
		JEITA 日機輸	(7)	AEO 相互承認制度の不在	･日本、台湾共に AEO 制度を導入しているが、相互承認制度がない。	･相互承認の締結を要望する。 これにより、台湾国内での優遇措置に加え、日本国内での優遇措置が期待できる。	
		日機輸 日機輸	(8)	輸入時の製品登録の煩雑	･プロト機の評価目的で輸入する際に製品登録が必要。 ･製品登録手続きの煩雑さ。	･評価の為の輸入手続き簡素化。 ･製品登録更新手続きの廃止。すなわち、日本等の様に一度登録したら更新不要にして欲しい。	
		フル工	(9)	通関手続きの遅延	･中国との国交問題に伴う貨物配達と通関の遅延。実際に 2010 年 9 月に中国上海に船便にて出荷した貨物が遅延した。大幅な遅延にならず、大きな問題にならなかったが、今後が非常に心配。同様に台湾･韓国においても今後が心配。	･国交の正常化。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸	(10)	税関による異なる関税率	･税関によって同じ製品でも関税が異なり通関が困難。	･税官吏の知識向上。	
12	為替管理	日商	(1)	為替ヘッジの外貨借入の不可	･実需を伴わない予定取引ができない。外貨による借入ができない。	･何らかの制限を付けてでも（過去の実績がある、金額や割合）実施を可能にしてほしい。	
14	税制	JEITA 日機輸	(1)	租税条約未締結による困難	･現在、日台間での包括的租税協定は未締結であり、国際運輸業に限定した租税協定が締結されているのみである。 （例）日台間における配当、利息およびロイヤルティの源泉税率は 20%と高率であるが、日本との租税協定締結国については、日本への支払にかかる源泉税率が 5%～15%となる軽減措置がとられている。	･租税協定締結に向けた日台間協議への働きかけ。	･所得税法等 ･源泉税：The Income Tax Act ･源泉税：Income Tax Act, Section 4 Withholding of Tax, Article 88 and 89. ･Standards of Withholding Rates for Various Incomes, Article 3.
		JEITA 日機輸			･日本との租税条約が締結されていないため、非居住者に対する配当は台湾国内税法の源泉税率（20%）が適用されている。 台湾の国内法においては、棚卸取引以外の取引についてはほぼ源泉される規定となっている（特に販売コミッションについて）。 また、移転価格更正時の救済措置がないことから、仮に現地の税務調査で更正を受けた場合、二重課税を回避する手段がない。	･日台租税条約の締結、もしくは実務レベルにおける二重課税救済措置のための機構設置をお願いしたい。 ･租税条約においては配当・使用料源泉税の減免をお願いしたい。	
		JEITA 日機輸			･現在、台湾人社員を研修目的で一定期間日本への派遣を行い、日本現地での給与支払い、台湾サイドでの人件費負担を行った場合、日本で発生する税金支払いに加え、台湾においても、人件費負担額に応じた課税が発生しており、二重課税となっている。 台湾-日本間における人材交流ならびに、研修による人材育成を図る中、費用の負担が増加し、結果的に台湾における技術力伸張と人材育成に障害となっている。	･日台間で所得税金条約を締結し、二重課税を解消していただきたい。	
					(対応) ･台湾財政部は、2004 年 1 月、制定した「営利事業所得税審査準則」の第 114 条に移転価格税制の独立企業間価格の算定方法や事前確認制度を規定した。企業は、2004 年度営利事業所得税の確定申告から関連者取引の明細表の添付が義務付け、また 2005 年度確定申告から関連者取引に関する詳細な説明文書（移転価格報告書等）の作成を義務付けられた。 ･台湾は、2008 年 2 月現在、OECD 加盟国 6 カ国を含む 16 カ国との間で二国間租税条約を締結（発効済み）しており、租税条約締結国に対する台湾側の源泉徴収税率は、配当 5～15%（未締結国の場合 20～30%）、利子 10～15%（未締結国 20%）、ロイヤルティ 10～15%（未締結国 20%）となっている。 ･租税条約締結国／非締結国別の源泉徴収税率には、配当 5%～15%／20%、25%、30%、利子 10%、15%／20%、ロイヤルティ 10%、12.5%、15%／20%の差がある。 ･2010 年 1 月 1 日より営利事業所得税が 25%から 20%に引き下げられ、みなし課税の税率が 3.0%（15%×20%）に引き下げられた。 ･2011 年 1 月、交流協会と亜東関係協会との間で締結された日台投資取決めが発効。 **(改善)** ･23 年度我が国税制改正により国外所得免除方式に移行して、2009 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から、海外子会社からの受取配当については、原則として日本親会社で課税していない制度（海外子会社からの配当に係る益金不算入制度）を適用することになった。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日機輸 日商	(2)	損金算入証憑の名称の不適当	**･台湾国外で発生した費用の損金算入証憑書類として、Debit Note ではなく Invoice という名称の請求書を入手するよう定められているが、名称が実態にそぐわず、実務処理に支障をきたしている。 （通関を伴う場合は Invoice、通関を伴わない場合は Debit Note という国際的商慣習で仕事ができない。）**	**･台湾の法律に基づき、現在、全てが Invoice での決済となっているが、理想としは国際的商慣習に則り、Debit Note も損金算入証憑書類として扱う事を認めて欲しい。**	･台湾国税局解釈通達[中華民国 2010 年 8 月 30 日 財北国税審一字第 0990245351 號]
		JEITA 日機輸	(3)	未配当利益への 10%所得税徴収の不合理	･台湾の所得税法には第 66 条 9 項「未処分利益への 10%課税」が存在。その目的は、企業が配当を減らし未処分利益とすることによる税収不足を補うことであるが、そもそも在台外資系企業については、台湾政府が意図する上記効果が薄い上、永続発展を志向する在台外資系企業にとっても、事業を通じて獲得した資金を再投資に充当し更なる事業拡大を行う上で不合理な税制と言える。 所得税第 66 条の 9 項「未配当利益への 10%所得税の徴収」の内容は未配当利益として持ち株主の税負担を軽減する意図を防ぐ。しかし、外国企業は持ち株主の税負担軽減の意図が不要になるものの、その規定は台湾に根ざした永続経営の外資系企業にとっては不合理で、更に、台湾における事業への拡大投資の原資にも大きな悪い影響を与える。	･在台外資系企業の未処分利益への 10%課税の廃止に向けた働きかけ。 （例）香港、シンガポール、韓国、日本等のアジア先進国各国においては、すでに未処分利益への所得税課税が廃止されている。 ･外資系企業（外資投資 45%以上）の未配当利益への 10%所得税徴収を廃止。 【アジア各国の状況】 HK、シンガポール、韓国、日本（家族企業を除外）、中国は、未配当利益への所得税徴収が無し。	･所得税第 66 条の 9 項
		JEITA 日機輸	(4)	国税当局の税務調査の強化	･長引く台湾経済の低迷、高齢化による労働人口の減少、および、台湾経済成長促進を目的とした税制改革（法人減税等）が、現在の深刻な税収不足を招いた大きな要因として考えられる中、税収不足を補うための一つの手段として、台湾国税当局による企業への税務調査における査察姿勢が近年、非常に強硬なものとなってきている。	･台湾島内の投資環境を整備することにより企業活力を活性化させるほか、内需型への産業構造の転換に向けた政策実施等により、根本的な税収不足を補い、上記問題を解決してほしい。	
		JPETA	(5)	出張者への厳格な課税要件	･当社は台湾に事業所を持ち、担当者を出張ベースで派遣し業務を行っている。現在の制度では、台湾に 90 日以上滞在した場合は日本払いの所得についても課税扱いとなり、さらに年間 183 日以上滞在する場合は居住者扱いとなり、累進課税方式が適用され費用負担が増える。上記の制度により、出張期間に制限があり不便を感じている。	･制度の緩和を希望する。	
		JEITA 日機輸	(6)	外国人出向者の所得税課税 非加算項目の拡大について	･台湾に勤務する外国人出向者の所得税課税対象額に医療費ならびに所得税見合が含まれ、雇用企業が負担を行う。	･引越し代、光熱費、住居費などを含めなくてもよいことになっているが、企業が負担する医療費ならびに所得税見合についても同様に対象外としていただきたい。	･中華民國 99 年 3 月 12 日台財稅字第 09804119810 號
15	価格規制	JEITA 日機輸 JEITA 日機輸	(1)	**公共料金の上昇**	･政府施策により、公共料金が UP する懸念あり。 －電気 10%UP －水 30%UP ･水道光熱費の上昇が続き、原材料費の変動が価格上昇につながっている。		
16	雇用	日機輸	(1)	有期雇用契約社員確保の不安定	･季節性、臨時性ある仕事のみ有期雇用が認められている。現在、季節性労働に該当すると判断されている有期雇用契約社員の採用に、潜在的なリスクがある。	･柔軟な要員調整が保証される制度を確立してほしい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸	(2)	技術者、管理者の人材不足	**･技術の低さ、賃金の問題で、過去数年の間に多くの台湾人が就労のため海外に流出し、技術人材と管理職が不足している。**	**･（台湾への）技術移管と妥当な給与の設定。 ･投資環境整備。 ･人材が集まる環境を作っていただきたい。**	
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	特許法における間接侵害の規定の不備	･台湾の特許法上には間接侵害の規定がないため、他人が特許製品の生産にのみ用いる物（専用部品）を生産、販売することや、特許方法の使用にのみ用いる物を生産、販売等することに対する特許権者がとれる手段が限られる。	･間接侵害に関する日本やアメリカなどの特許法と同等な規定の新設。	
		日機輸	(2)	特許申請における優先権証明書の提出義務	**･台湾へのパリルートによる出願時には、優先権証明書の提出義務があるため、日本の出願人は日本特許庁への優先権証明書の発行申請と台湾へのオリジナル優先権証明書の郵送をする必要があり、手続きの負荷が大きい。なお、2013 年 12 月に優先権書類データの電子的交換の制度が日台間で始まったので、必ずしも優先権証明書を郵送する必要はなくなった。しかしながら、電子的交換の制度を利用するには、出願人側からの申請が必要であって負荷がかかる。出願人に対する優先権証明書の提出義務がない国（US、EP、CN など）は各国の特許庁と日本特許庁間において電子で出願情報を共有しているため、出願人による証明書提出が不要である。**	**･諸外国と同様に、優先権証明書の提出義務を無くしてほしい。 ･出願人を介在せずに特許庁間で優先権主張に必要な情報（データ）を共有するようにしてほしい。**	･台湾専利法 28 条 ･台湾　専利法（29 条） ･日台特許等優先権書類電子的交換了解覚書（2013 年 12 月から運用開始） http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/shutsugan/tipo.htm
					(対応) ･2012 年 5 月 1 日、交流協会と亜東関係協会との間で日台特許審査ハイウェイが発効。		
19	工業規格、基準安全認証	JEITA 日機輸	(1)	EV 関連規格･規制の未整備	･EV（電気自動車）産業におけるインフラ整備（規格、規制、安全規格）が不足している。	･台湾には EV 産業が発展しやすい土壌があり、ビジネスチャンスが見込めるため、規格や規制の早期整備を要望する。	
		JEITA 日機輸	(2)	LED 照明の CNS 認証制度の煩雑	･自社 LED 照明を台湾国内で販売する際に台湾独自の CSN 認証制度を個別に取得しなければならない。LED は商品サイクル、部品変更スピードが早いため、コスト、時間が増大する懸念がある。	･日本国内の試験基準との相互認証制度の整備や共通規格の採用等、試験制度の簡素化が望まれる。	･CNS 認証制度
		日鉄連	(3)	適合性評価手続き	･2013 年 8 月 8 日、標準検験局（BSMI）が溶融亜鉛めっき鋼板/コイルに対する適合性評価手続きを導入する旨、WTO TBT 通報。 2013 年 12 月 25 日、BSMI が上記品目に対する適合性評価手続きを 2014/3/1 より導入する旨、官報ドラフトを公布（中国語のみ）。 なお、①再輸出向け、②自動車/自動二輪用は適用除外。	･措置導入の見合わせ、適切な適用除外規定の設置。	･商品検査法 ･商品検査登録法
		JEITA 日機輸	(4)	CNS 検査	･CNS 検査に多くの時間とコストがかかる。	･JIS 規格取得製品の、検査なしでの台湾への輸入を可能にしていただきたい。	
		JEITA 日機輸	(5)	食品問題	･不純食用油の問題など、食品が適切に管理されていない。	･食品の詳細にわたる管理の実施。	
22	環境問題･廃棄物処理問題	JEITA 日機輸	(1)	独自のリサイクルマーク（電池）	･資源の有効利用や廃棄物による環境汚染の防止のため、各国、各地域でリサイクルに伴う法規制が成立している。電池においても同様であり、様々なマークを電池本体や電池を同梱する製品の取扱説明書への表示が義務付けられている。電池及び電池使用製品のメーカーにとって、それらを間違いの無いように管理することが大きな負担になっている。	･各国独自のマークを採用するのではなく、統一された世界標準を作成する動きをして頂きたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					(対応) ・2014 年 5 月 1 日、台湾経済部標準検験局、商品検験法を施行。3C 製品(Computer, Communication, Consumer Electronics)用のリチウム二次電池（セル）、リチウム二次携帯電源、リチウム二次電池充電器について同法に基づく検査とラベル貼付を義務化。 －商品検験法に関する台湾経済部標準検験局の 2013 年 11 月 20 日付け公告（経標三字第 10230020101 号） （http://www.bsmi.gov.tw/wSite/public/Data/f1384992686856.pdf）		
		日商	(2)	輸入日本製品への放射能検査の要求	・鉄スクラップの輸出にあたって、相手先より放射能検査を要求される。 検査費用については、実費を東京電力の補償を受けているが、その手続は煩雑であり、実費以外に生じている人件費・逸失利益・金利等については補償を受けられていない。	・日本製品の信頼を取り戻し、各国の規制が緩和・廃止されるように努めていただきたい。	
		JEITA 日機輸	(3)	廃棄物管理の不十分	・廃棄物処理の管理が効果的になされていない。	・環境に関するより詳細な管理。	
24	法制度の未整備、突然の変更	JEITA 日機輸	(1)	補修部品保有期間の法制化	・家電商品の補修部品保有期間が法律上定められていないため、補修部品を長期保有することが経営負担になっている。 長期間商品を使用いただいた顧客より修理要望をいただいた際に、部品在庫切れによる商品紛争リスクがある。	・法制化ならびにガイドライン作りを要望する。	
26	その他	フル工	(1)	春節前後での貨物の遅延	・中国・台湾（特に中国）に対する輸出・輸入が、春節（旧正月）前後に、配達予定日が予測不能に陥る。事前対応が利かない突発的な対応や納期がない時の出荷の際は、非常に心配。	・休みに左右されない運送会社や通関の対応を希望。	